

八街市優良建設業者の表彰に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事を優良な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設工事における施工技術の向上並びに建設業者の育成を図ることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、請負金額1件500万円以上の建設工事を誠実に施行し、八街市工事検査要綱に基づき実施した工事検査の工事成績評定点が80点以上であって、次に掲げる基準を満たすものに対して行うものとする。

- (1) 当該工事以外の工事において工事成績評定点が65点以上であること。
- (2) 表彰対象年度及び表彰当日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による監督処分及び八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(審査会)

第3条 優良建設業者を選考するため、八街市優良建設業者表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、総務部長、市民部長、経済環境部長、建設部長、教育次長、財政課長、道路河川課長、都市整備課長、下水道課長、水道課長の職にあるものをもって充てる。
- 5 委員長または委員に事故あるときは、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員長は、審査委員会の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し表彰者を決定するものとする。

(表彰)

第8条 表彰は、市長が定める日に、表彰状を授与することにより行う。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、検査主管課において処理する。